

学校生活のきまり

学校は多様な個人が、「人格の完成」(教育基本法)をめざして学業を中心に集団生活を営む公共の空間です。一人一人は自由な個人ですが、高校生のみなさんは成長の途上にあります。学校はみなさんの豊かな成長を保障するためにも、平穏で規律のある安全で安心な空間である必要があります。そうした観点から、学校では学校生活のきまりを定めています。生徒のみなさんは、きまりの意味を理解し、遵守して充実した高校生活をおくってください。

1 平日の日課表

8:35	予鈴	12:30~13:15	昼食休憩
8:40~9:30	第1時限授業	13:15	予鈴
9:40~10:30	第2時限授業	13:20~14:10	第5時限授業
10:40~11:30	第3時限授業	14:20~15:10	第6時限授業
11:40~12:30	第4時限授業	15:20~16:10	第7時限授業(木曜)

2 遅刻・欠席・早退について

- (1) 遅刻はしないこと。万一遅刻した場合は、直ちに職員室へ入室許可証をもらいに行くこと。
- (2) 遅刻、欠席する場合は、事前に必ず保護者に学校まで連絡してもらうこと。
- (3) 授業終了までは、無断で校外に出てはならない。病気等やむを得ない理由で早退する場合は、必ずホームルーム担任に届け出て早退届をもらうこと。

3 自習時間について

自習時間は自習担当の先生の指示に従い、教室内で静かに学習すること。

4 下校時刻について

下校時刻は、年間を通して、次のとおりとする。

月曜日~金曜日 17時

(上記の時刻には、必ず校門を出ていること。)

※考査期間中については、15時とする。

5 昼食について

食事は、昼食休憩時にとること。

6 服装について

- (1) 本校指定の制服(夏季の場合は(2)に記載)

ア ブレザー

式典等の際は必ず着用すること。

イ スラックス・スカート

スラックスをずらして履いたり、裾を折ったりしないこと。スカート丈は膝頭が隠れる長さとし、ずらして履いたり、短く折ったり、裾を上げたりしないこと。

ウ カッターシャツ

式典等の際は、ブルー無地のカッターシャツを必ず着用すること。式典以外では3種類のオプションカッターシャツの着用は自由とする。

エ ネクタイ・リボン

式典等の際は、青のネクタイ・リボンを必ず着用すること。式典以外では着用は自由とし、オプションのネクタイ・リボンを着用してもよい。ネクタイ・リボンを着用する際はカッターシャツの第一ボタンまで留め、ネクタイ・リボンを第一ボタンの下にずらして着用しないこと。

(2) 夏季の制服

着用期間の定めはない。夏季の式典時は、ブレザーならびにネクタイ・リボンは着用しなくてもよい。

(3) ベスト・セーター・カーディガン

指定のベスト・セーター・カーディガン(それぞれ紺と白の2色)の着用は自由とする。

※制服全般の注意

- ① 指定されたもの以外の着用は禁止する。
- ② 全ての制服において、変形することを禁止する。
- ③ 教室・ロッカーなどに制服を置いて帰らないこと。
- ④ 全てのものに記名すること。

(4) レギンス等

レギンス等を着用する際は、靴下と併用して足首等が見えないようにすること。

(5) 防寒着・防寒具

寒い期間は手袋・マフラー・ジャンパー・コートの着用ができる。ジャンパー・コートを着用する際は、必ずブレザーを着用しておくこと。型および色は派手でないものに限る。防寒具の校舎内での着用はできないが、許可されている場合はこの限りでない。

(6) 履物

- ア 登校時の履物は、革靴または運動靴とし、サンダル・クロックス類を履いて登校しないこと。
- イ 上履きは本校指定(学年色)のものとし、必ず記名すること。

(7) 頭髪

頭髪は自然な状態のままにして、常に清潔を保つこと。パーマ、染髪、脱色、過度な巻き髪、過度な刈り上げ等は禁止する。

(8) 化粧・装飾品(ネックレス・イヤリング・ピアス・指輪等)については学校生活においては不要であり、しないこと。



7 旅行・アルバイト等について

- (1) 学割を必要とする旅行等は学校休業日に限る。
- (2) アルバイトは原則として禁止としますが、やむを得ず実施する場合は、ホームルーム担任に「アルバイト届」を提出すること。なお、学業に支障のないようにすること。
- (3) (1)または(2)を実施する場合は、必ず保護者の了解を得ておくこと。

8 生徒旅客運賃割引証(学割証)の発行について本証を必要とする者は、生徒旅客運賃割引証(学割証)交付願(所定用紙)をホームルーム担任に提出すること。

9 金品の紛失・拾得について

金品を紛失し、または拾得した場合は、直ちに生徒指導部に届け出ること。万一の場合を考慮して、多額の金銭、貴重品は学校に持ってこないこと。もし持ってきたときは下足ロッカーに保管し施錠するなど十分注意すること。その他、持ち物などには、はっきり記名し、できるだけ身近におくよう心がけるなど紛失・盗難等の予防に十分配慮すること。

10 個人ロッカーについて

学校の備品なので、大切に扱うこと。また、使用に当たっては、整理整頓を心掛けること。必ず施錠すること。

11 自転車通学等について

自転車通学を希望するものは、生徒指導部の許可を受けること。詳しくは「自転車通学者に対する注意事項」を参照。

12 禁止事項

次にあげるような行為は、法律または生徒としての本分に反するものとして厳禁する。

- (1) 喫煙・飲酒
- (2) 暴力・窃盗・脅迫等の行為
- (3) 不健全な場所への立ち入り
- (4) 考査等の不正行為
- (5) 自動車・バイクの通学は厳禁。同乗・制服乗車も同様。
- (6) その他、生徒としての本分に反する不正・不純行為、または生徒として著しく品位を傷つける行為

13 建物・器物等の汚損について

建物・器物等の共同使用物は、特に注意して大切に取扱い、汚損または破損しないこと。万一、故意または過失によって汚損または破損した場合は、定めによって弁償させることがある。

14 怠学について

生徒の本分である勉学に努めること。怠学を繰り返す場合は懲戒指導の対象となる。

15 携帯電話について

始業時より終礼終了時までには校内使用禁止とする。必ず下足ロッカーに施錠して保管すること。違反した場合は、一時預かりとする。

16 その他

- (1) 夜間の外出は差し控えること。やむを得ず外出する場合は、必ず家人に行き先、用件等を告げること。
- (2) 交通法規・交通道德を遵守し、事故の加害者あるいは被害者とならないように十分注意すること。事故があった場合は、必ずホームルーム担任および生徒指導部に連絡すること。

自転車通学者に対する注意事項

- (1) 自転車通学を届け出た者は、許可ステッカーを自転車後輪の泥よけにはること。
- (2) 許可の期間は卒業までとする。
- (3) 自転車の保管については、できるだけ頑丈に施錠し、自らその責任を負うものとする。
- (4) 交通ルールを守り安全運転に十分注意すること。イヤホン・携帯電話を使用しながらの運転、二人乗り、並走、車道の右側走行、傘さし運転は禁止。
- (5) 自転車の変形・改造をしないこと。ブレーキ・ハンドル・ライト等常に整備に努めること。
- (6) 雨天時はレインコートを使用すること。傘さし運転は禁止。
- (7) ステッカーの破損・紛失のときは、生徒指導部に届け出て、再交付をうけること。
- (8) 自転車通学の必要がなくなった場合は、担任および生徒指導部に届けること。
- (9) 以上の注意事項を守らない場合には、許可を取り消すことがある。
- (10) 卒業後はステッカーをはがすこと。
- (11) 自転車の走行時、ヘルメットの着用を推奨する。
- (12) 自転車通学をする際は、必ず保険に加入すること。

令和5年12月改定